
ベネズエラのチャベス政権と 後継マドゥロ政権

競争的権威主義体制からヘゲモニー体制へ

坂口 安紀

Sakaguchi Aki

はじめに

ラテンアメリカでは21世紀初頭に域内大半の国で左派政権が誕生した。なかでも1999年に就任したベネズエラのウーゴ・チャベス大統領（1999—2013年）は、その「左派政権の波」の先陣を切ったこと、最も急進的であり、また彼のカリスマ性と強いリーダーシップで周辺国へ大きな影響力をもったこと、反米帝国主義の強烈な批判的言動を繰り返したことなどで注目を集めた。チャベス大統領は2013年3月に癌で死去したが、後継者であるニコラス・マドゥロ大統領（2013—）は、政治・経済両面においてチャベス大統領の路線を忠実に引き継いでおり、「チャベス派」政権は20年になろうとしている。

チャベス、マドゥロ両政権下のベネズエラ政治は、「民主主義の質」あるいは「競争的権威主義」といった、近年の政治学の議論において注目される事例のひとつであると言える。選挙が頻繁に実施される一方で、選挙管理委員会が政府によって支配されているため、選挙の中立性や公平性は大きく損なわれてきた。選挙管理委員会にとどまらず、議会（2015年まで、後述）、司法、検察、会計検査などすべての国家権力は大統領によって支配され、政権に対する水平的アカウントビリティがまったく機能しない状況で、チャベス、マドゥロ両政権は政治・経済変革を急速に進めてきた。それに反発して反政府派の政治家や市民、学生、労働組合など市民社会組織による抗議デモや大統領退陣を求めるゼネスト、さらにはハンガーストライキなど、さまざまなかたちでの抗議行動が全国各地で頻発した。治安当局はそれらを力で制圧しようとし、多くの逮捕者や犠牲者を出してきた。政府に与しない30を超えるメディアが閉鎖され、その代わり国営テレビ・ラジオ、無料配布の国営新聞などが次々と作られ、政府による、あるいは政府寄りの報道を拡大してきた。

このようにチャベス、マドゥロ両政権は、選挙を実施しながらもその政治運営は権威主義的であり、レビツキーとウェイ（Levitsky and Way 2002）が議論する競争的権威主義体制の典型例であると言えよう。

チャベス死去後に政権を継いだマドゥロ大統領は、前任者ほどのカリスマ性に恵まれず、またチャベスが残した巨額の対外債務や未曾有の経済危機^①に直面しており、国民の不満は爆発寸前に高まっている。そのような状況で政権を維持するために、マドゥロ大統領は軍への依存を強め、反政府派勢力や市民に対する抑圧をよりいっそう強めている。詳細は後述するが、2017年以降マドゥロ政権は反政府派がマジョリティーであった国会の立法権限を剥奪

し、また選挙における競争性を事実上完全に排除したため、マドゥロ政権はマガロニの整理によれば、競争的権威主義体制からヘゲモニー体制へと移行したと考えることができるだろう (Magaloni 2010)。

1 チャベス、マドゥロ両政権下における競争的権威主義体制の成立

チャベスは1998年12月の大統領選で勝利して政権に就いた (チャベス、マドゥロ両政権期の国政選挙の結果については第1表を参照)。チャベスは1999年に制憲議会を発足させ、同年末には新憲法が誕生し、同国の政治制度は大きく変更されることになった。チャベスは2000年には新憲法下で大統領選挙および国会議員選挙をやり直し、自ら再選されるとともにチャベス支持派がマジョリティーを占める国会 (新憲法下により一院制に変更) を獲得した。しかし自らに権力を集中させ急進的に変革を進めるチャベス大統領に対する反発が急速に強まり、2002—04年にはチャベス退陣を求める大規模抗議行動、2日間チャベスが政権を追われた4・11政変、2ヵ月にわたるチャベス退陣を求めるゼネスト、大統領不信任投票など、度重なる政権の危機に見舞われたものの、チャベス大統領はそれらを切り抜けることに成功した。

2005年の国会議員選挙では、チャベス派が支配する選挙管理委員会への不信感から反チャベス派が選挙をボイコットしたため、100%チャベス派の国会が誕生した。以後、チャベス派が完全支配する国会は大統領に時限的に立法権を付与する大統領授権法 (Ley Habilitante) を繰り返し成立させ、それを使ってチャベスは自らに権力を集中させながら、政治・経済変革を加速させていった⁽²⁾。2007年には、チャベス大統領は長期政権化をねらって、1999年憲法に盛り込まれていた大統領の再選回数制限 (2回まで) の撤廃や社会主義を国是とすることを盛り込んだ憲法改正案を提案したが、国民投票で否決された。これはチャベスにとっては選挙や国民投票における初めての敗北となったものの、チャベスは2009年には自らの再選回数制限撤廃に絞った憲法修正案を再び提案し、国民投票でそれを認めさせることに成功した。それを受けて2012年10月に新憲法下では3回目 (通算4回目) となる大統領選に出馬し再選を決めた。しかしその直後に癌の再発を発表し、キューバで手術を受けたものの翌2013年3月に死去した。1ヵ月後の大統領選挙ではチャベスによって後継指名されていたマドゥロが勝利し、チャベス派政権が継続することになった。

マドゥロ政権はチャベス政権から引き継いだ対外債務や国内経済活動の縮小、国際石油価格の下落などが重なり、厳しい経済・社会的危機に直面している。マドゥロ政権への不満は大きく高まり、2014年以降数ヵ月に及ぶ連日の抗議行動が全国で展開されたが、政府はそれを力で抑えようとし、権威主義色を強めた。非武装の反政府派市民や学生の抗議行動に対して、治安当局および政権を支持する武装大衆組織「コレクティボ」による発砲など暴力的対応により、多くの犠牲者が出た。また数多くの反政府派の政治リーダーや学生、市民が政治的理由により逮捕されてきた⁽³⁾。マドゥロ政権になってから、それら政治的理由による犠牲者や逮捕者は、チャベス期よりも増えており、それがマドゥロ政権に対する国民の怒りを増大させるとともに、諸外国政府や国際機関、人道支援組織などから厳しく批判されている。マドゥロ政権への支持率は2割前後に低迷し、その結果、2015年12月に実施された国会議員

選挙では167議席中反政府派が112議席を獲得する圧勝をおさめ、チャベス派は55議席にとどまる大敗を喫した。

それまでチャベス、マドゥロ両政権がすべての国家権力を支配できた理由は、最高裁判所、選挙管理委員会、検察などすべての国家権力メンバーの任命権は国会がもつと憲法が規定し、その国会をチャベス派が長期にわたって支配していたからである。しかし2016年1月に初めて反政府派がマジョリティーを支配する国会が誕生したことで、この構図が崩れた。そのためマドゥロ政権は2016年以降さまざまな方法で国会の権限を剥奪しようとしてきた。2016年には、マドゥロ大統領は国会が通過させた法案をすべて違憲判断のため最高裁に送り、チャベス派が支配する最高裁がそれらに対して違憲判決を下すというかたちで、国会を事実上無効化していた。そして2017年3月には最高裁はさらに踏み込み、国会の立法権限を剥奪するという決定を下した⁽⁴⁾。これに対しては民主主義や憲法秩序を否定するものであるとして、発表直後から国内のみならず国際社会からも厳しい批判が集中し、その結果マドゥロ政権はわずか数日でこの決定の撤回を最高裁に求めざるをえなくなった。

2 制憲議会の設立とヘゲモニー体制への移行

国会の立法権限の剥奪に失敗したマドゥロ政権と選挙管理委員会が次に打ち出したのが、制憲議会の設立である（以下詳細は、坂口 2018a）。2017年5月にマドゥロ大統領は突如制憲議会選挙を7月に実施すると発表した。しかし、これは次の点などから民主主義原則に反し、憲法規定にも基づかないものであったため、再び国内外から厳しい批判を浴びた。第1に、憲法は「憲法定定の根源的権力は国民にある」（第347条）と規定しているにもかかわらず、国民の大半が憲法改正は不要あるいは同選挙の実施に反対である状況下で、制憲プロセス開始に関する国民の意思を確認する国民投票なしに制憲議会選挙を実施したことである。

制憲議会選挙1ヵ月前に実施された世論調査（Datanálisis）では、85%が憲法改正は不要、86.1%が制憲プロセス開始のためには国民投票で国民の意思を確認することが必要と答えていた。反政府派政党の連合組織「民主統一会議」（MUD: Mesa de la Unidad Democrática）は制憲議会選挙を阻止するために、選挙予定日の2週間前に、選挙中止を求める非公式な国民投票を実施したが、それには750万人以上が投票し、98%が選挙中止に賛成票を投じた。これは2013年3月にマドゥロが大統領に選出されたときの得票数よりも多い。マドゥロ政権は、世論の大半が制憲プロセスに賛成でない（または明確に反対である）にもかかわらず、国民の意思を確認することなしに制憲プロセスに踏み切ったのである。

第2に、この選挙は1人1票の民主主義原則から逸脱し、あからさまに政権与党に有利なデザインで実施された選挙であった。マドゥロ政権が指定する市民社会組織（特定の労組、学生組織、チャベスの呼びかけと予算配布で全国に作られた地域住民委員会など）に属する有権者のみ、それら組織を代表する議員を選ぶ2票目を投じることができたのである。全議席545のうち173議席がそれら政府が指定する市民社会組織枠としてあらかじめ確保されていた。

このように与党が勝利することがあらかじめ既定路線となっている選挙に参加すれば、その結果に正統性を与えてしまうとして、反政府派諸政党の連合組織MUDは選挙のボイコット

トを決めた。国際社会からも同選挙の正統性を疑問視し、選挙中止を求める声が上がった。しかし、マドゥロ政権は反政府派が選挙をボイコットするなか選挙実施に踏み切り、その結果すべての議席をチャベス派が支配する制憲議会が8月初めに誕生した。

憲法第347条は、制憲議会の目的として、新憲法の制定とともに「国家変革と新しい法秩序の構築」が併記されているように読める。制憲議会成立から1年が経過したが、憲法案の議論はまったく進んでおらず、同議会は「国家変革」に注力してきたと言える。加えて憲法第349条は、「制憲議会の決定に対していかなる憲法上の権力もこれを妨害することができない」と規定する。これは、新憲法案策定時に、現行憲法上の国家権力がそれに介入することを防ぐための条項であると考えられるが、チャベス派はこれを制憲議会がいかなる国家権力よりも優位であり、それに対していかなる制限やカウンターバランスも設定されないと解釈した。実際、制憲議会は発足以降、現行憲法の規定を尊重せずに政権の意向を実現するための絶対的権力組織として行動している。制憲議会発足直後には、反政府派が圧倒的過半数を占める国会の立法権限を剥奪し、制憲議会が国会の権限を引き継ぐことを満場一致で採択した。制憲議会の設立やこれら一連の動きに対しては、米国がすみやかに厳しい経済制裁を発動したのに加え、カナダ、欧州連合（EU）、そして多くのラテンアメリカ諸国が、民主主義原則と憲法秩序を逸脱するものであるとして批判し、制憲議会を承認しない立場をとっている。

国内外からの強い批判や圧力にもかかわらず2017年8月に制憲議会を設立させることに成功したマドゥロ政権は、2016年に実施されるべきでありながら選挙管理委員会が延期してきた地方選挙（州知事選挙）を急遽2ヵ月後の10月に実施すると発表した。世論調査の推移や政権支持率の低下、経済危機の深刻化などから反政府派の優勢が大方の予想であったが、選挙管理委員会は、23州のうちチャベス派が18州、反政府派は5州の知事ポストを獲得したとの結果を発表した。この選挙はほかの選挙同様、中立性や公平性が著しく損なわれ、多くの不正があったことが疑われている。しかし一方で、7月の非公式な国民投票で750万人を動員しながら制憲議会設立を阻止できなかったことから、反政府派市民の間で政治的無力感が広がり、棄権率が38.9%⁵⁾と高かったことも反政府派の敗因のひとつであろうと言われている。

この州知事選について特筆すべきは、チャベス派がこの選挙結果をうまく利用して反政府派連合MUDの内部対立をあおることに成功したことである。制憲議会およびマドゥロ大統領は、知事選出者は制憲議会内で宣誓して初めて知事に就任できるとし、制憲議会において宣誓しない場合は選挙結果を無効として選挙をやり直すと発表したのである。知事に選出されたMUDの5人のうち1人は制憲議会での宣誓を拒否したために選挙やり直しとなり、同州の知事ポストはチャベス派に奪われた。一方で残り4人は制憲議会に出向いて宣誓し、知事に就任したため、MUD内の亀裂を深めた。このような状況で制憲議会は、知事選同様延期してきた全国の市長選挙を2ヵ月後（12月）に実施すると発表したのである。これに対してMUDの主要3政党は、選挙ボイコットを決めた。しかし一方でキリスト教社会党（COPEI）など小規模政党が選挙への参加を決めたため、MUDはさらに内部対立を深める結果となった。

2018年が明けると、政府は、同年末に予定されていた大統領選挙を前倒しで5月に実施すると発表し、マドゥロが再びチャベス派候補として擁立された。そして選挙管理委員会は、2017年末の市長選挙をボイコットしたことを理由に、MUDの主要3政党の大統領選参加を禁止した。いずれにせよ反政府派の統一候補となる可能性がある主要政党の有力リーダーらはいずれも、公職への就任を禁止されたり、政治犯として獄中にある、あるいは逮捕を逃れて海外亡命を余儀なくされているなどの理由で、大統領選に立候補できない状況に追い込まれていた。

反政府派の主要政党や有力リーダーが締め出された選挙は、事前に確定しているマドゥロ再選への正統性付与のための手段にすぎないとして、反政府派連合MUDは再び選挙ボイコットを有権者に訴えかけた。一方で、もともとチャベス派政治家だったが離反しながらも、MUDとは距離をおき、第三軸となることを目指すヘンリ・ファルコンが立候補した。彼は、政府は不正をするだろうが、経済・社会危機とマドゥロ政権の抑圧的政治に対する有権者の不満は大きく高まっており、マドゥロ打倒の可能性はあると訴えた。

MUDが選挙をボイコットしたこととファルコン候補が有権者の支持を集めるほどの有力候補でなかったことから、マドゥロの得票率は67.8%であったものの、得票数ではマドゥロは前回選挙よりも130万票以上票を失った。一方、2006年以降、大統領選挙では20%前後で推移し

第1表 チャベス、マドゥロ政権下の国政選挙・国民投票の結果

		チャベス派 候補得票数	得票率 (%)	反チャベス派 候補得票数	得票率 (%)	棄権率 (%)	
1998年12月	大統領選挙	3,673,685	56.2	2,613,161	40.0	36.6	
1999年	4月	制憲議会設立を問う国民投票	3,630,666	87.8	300,233	7.3	62.4
	7月	制憲議会議員選出選挙	3,163,768	62.1	1,233,299	24.2	53.7
	12月	新憲法承認の国民投票	3,301,475	71.8	1,298,105	28.2	55.6
2000年	7月	大統領選挙	3,757,773	59.8	2,359,459	37.5	43.7
2004年	8月	大統領に対する不信任投票	5,800,629	59.1	3,989,008	40.6	30.1
2005年12月	国会議員選挙*		96.0		3.0	75.0	
2006年12月	大統領選挙	7,309,080	62.8	4,292,466	36.9	25.3	
2007年12月	憲法改正案に関する国民投票(a)	4,379,392	49.3	4,504,354	50.7	n.a.	
	憲法改正案に関する国民投票(b)	4,335,136	48.9	4,522,332	51.1	n.a.	
2009年	2月	憲法修正に関する国民投票	6,310,482	54.9	5,193,839	45.1	29.7
2010年	9月	国会議員選挙*	5,620,159	49.7	5,688,986	50.3	35.3
2012年10月	大統領選挙	8,191,132	55.1	6,591,304	44.3	19.5	
2013年	4月	大統領選挙	7,587,579	50.6	7,363,980	49.1	20.3
2015年12月	国会議員選挙*	5,625,248	39.0	7,728,025	53.5	26.0	
2017年	7月	制憲議会選挙	8,039,320	100.0			58.5
2018年	5月	大統領選挙	6,248,864	67.8	1,927,958	20.9	53.9

(注) *国会議員選挙については、州ごとに比例区と小・中選挙区の併用制がとられているが、全国レベルでの集計値が発表されない。2005年については、同時に行われたラテンアメリカ議会選挙の結果、2010年、2015年については比例区の州別投票の得票数を足し上げたものを推計値として使用した。

(出所) CNE (選挙管理委員会) ウェブページより。

てきた棄権率が今回は54%と高く、それがこの選挙結果の正統性を揺るがせている（第1表）。

3 選挙管理委員会

チャベス、マドゥロ両政権は選挙を頻繁に実施してはいるが、それらは透明、公平、中立なものではなかった。憲法は、選挙管理委員会が政治的に中立であり独立していること、同委員が政治団体と無関係であるべきことを明確に規定しているが、チャベス、マドゥロ両政権期を通じて選挙管理委員会メンバー5人のうち4人は明らかにチャベス派の人物であった。与党国会議員を辞任して選挙管理委員になったダニア・ダメリオや、選挙管理委員長退任直後にチャベスによって副大統領に任命され、その後もチャベス、マドゥロ両政権で要職を歴任しているホルヘ・ロドリゲスなどが好例である。憲法は、選挙管理委員と最高裁判事の任命権を国会に与えている。チャベス派は2015年まで国会の過半数（時には100%）を押さえることで、選挙管理委員会と司法に対して政権を側方から強力に支える人材を送り込むことができたのである。

選挙管理委員会と司法が政府によって支配され、選挙に関するチェック機能が働かない状況で、チャベス、マドゥロ両政権の選挙は公平性、競争性が大きく損なわれてきた⁶⁾。例えば、①与党に有利になるように選挙制度や選挙日程、選挙区割りの変更される（ゲリマンダリング）、②多くの反政府派の有力政治リーダーに対して、被選挙権の剥奪（公職への就任禁止）、逮捕（あるいは逮捕状を出すことで亡命に追い込む）などさまざまなかたちで選挙に立候補させない、③公費、国営企業などの公的機関、公務員などを与党の選挙キャンペーンに動員する、④30以上の反政府派メディア（テレビ、ラジオ）を閉鎖する一方で国営放送を複数開局し、それらを使って与党の選挙キャンペーンを大規模に実施する、⑤公務員や国営企業従業員に対して、解雇をほのめかすなどしてチャベス派候補に投票するよう圧力をかける、⑥自動投票機と指紋スキャナーによって誰に投票したかがわかることを示唆し、恐怖心を抱かせる、などである。

⑤⑥にかかるチャベス、マドゥロ両政権下の独特の状況については、若干説明が必要だろう。2004年のチャベスに対する大統領不信任投票の実施を求める有権者の署名リストが、選挙管理委員会から持ち出され、インターネットで流された。これには氏名、身分証明書番号などが記載され指紋が押印されているが、それ以降このリストに名前がある（すなわち反チャベス派とわかる）と公務員は解雇されたり、一般市民は各種行政サービスが受けられないなどさまざまな経済・社会的差別や嫌がらせが広範に行なわれるようになった。2005年の国会議員選挙を反政府派がボイコットしたのは、反政府派市民に対するこのような差別に対する不安が広がるなかで、選挙管理委員会が自動投票システムにあわせて指紋スキャナーの導入に固執したことによる。それにより誰に投票したのかを割り出すことができ、秘密投票の原則が損なわれるのではないかの恐怖が、反政府派有権者の間で広がったのである。実際に同システムで個人の投票先が判明するか否かは定かではないが、少なくとも「それが判明するのではないか」という恐怖心を反政府派市民に与えるだけで、選挙の公平性を歪めるのに十分であった。

2010年の調査では、反政府派の回答者の4割が「投票機と指紋スキャナーの使用により誰に投票したかがわかる」と考えており、反政府派陣営は「恐怖の克服」を選挙キャンペーンの軸に据えていた（坂口 2010）。2013年にはマドゥロ大統領は4月の選挙で自らが獲得した得票数がチャベス大統領が最後の選挙で獲得した得票数よりも大きく減ったことを受けて、「チャベス大統領に投票しながら私に投票しなかった人の氏名と身分証明書番号をわれわれは把握している」と国営放送で述べた。秘密投票の原則が守られないと思わせることで、チャベス派有権者の票をつなぎとめようとしている。

むすび

以上、チャベス政権誕生からマドゥロ大統領の再選までの政治過程をみてきた。選挙を頻繁に実施し、それを政権の正統性の根拠とする一方、両政権は国家権力の分立と相互のチェックアンドバランス、アカウントビリティ、市民の政治的自由や政治的多様性と公平性、基本的人権の尊重といった、民主主義の原則や根本的価値をないがしろにしてきた。それらはチャベス政権下で作られた1999年憲法には、いずれも明確に謳われている。

チャベス、マドゥロ両政権下では、ともに選挙の公平性や中立性は損なわれていたが、それはマドゥロ政権下で加速的に悪化し、ついには完全に失われた。2015年までは少なくともチャベス派が敗北する可能性は残されていたし、実際2007年のチャベスの憲法改正提案は国民投票で否決されている。マドゥロ政権下でも2015年国会議員選挙ではチャベス派は大敗を喫しているが、むしろその大敗が契機となり、マドゥロ政権の憲法秩序や民主主義原則をないがしろにする姿勢は別次元へと高まった。2017年の制憲議会選挙および2018年の大統領選挙は、1人1票の原則を放棄したり反政府派主要政党の選挙参加を禁止するなど、制度上与党の勝利を既定路線とする選挙であった。

マガロニは、権威主義体制のうち、中央政府の為政者を選出する選挙に一定の不確実性があり、与党が負ける可能性が残るものを競争的権威主義、一方複数の政党が選挙に参加するものの選挙はみせかけにすぎず、制度的に与党の勝利が決まっているものをヘゲモニー体制と整理する（Magaloni 2010）。これに基づくと、ベネズエラは、チャベス政権期からマドゥロ政権期の2016年までは「競争的権威主義体制」であったが、2017年以降マドゥロ政権下で「ヘゲモニー体制」へと移行したと言えるのではないだろうか。

競争的権威主義体制の成立およびヘゲモニー体制への移行の鍵となったのが、選挙管理委員会である。本来であれば（そして憲法がそのように規定している）政治的中立性、公平性、透明性が確保されていなければならない選挙管理委員会が、両政権下では明らかにチャベス派によって支配されてきた。チャベス政権において国会議員や副大統領を務めるほどのチャベス派の有力リーダーが選挙管理委員（長）を務めていたことは、選挙管理委員会の中立性が完全に損なわれていることを明確に示している。選挙管理委員会は与党に有利になるように選挙制度を変更し、選挙不正を隠蔽しながら政権を強力にサポートしてきた。そして選挙管理委員会のそのような政治的支配が可能であったのは、その任命権をもつ国会において、2015年までチャベス派が圧倒的マジョリティーを保持していたからである。2015年末の国会

議員選挙で初めて反政府派に大敗し、選挙管理委員会（および最高裁や検察、会計検査院も）の任命権を失ったことが、その後マドゥロ政権が政権死守のために制憲議会の設立など、憲法秩序を大きく逸脱していく契機となった。

それでは、実態としてはきわめて権威主義的でありながら、なぜチャベス、マドゥロ両政権は選挙を実施し続けてきたのか。民主主義体制下では選挙は有権者の意思で為政者を選出するという機能をもつが、権威主義体制下では選挙が民主体制化とは異なる機能をもつという議論が、すでに先行研究において進められてきた。例えば久保による先行研究のレビューでは、権威主義体制下で政権与党が選挙を実施するのには、政権の正統性根拠とするためというほかに、国民の世論や不満に関する情報を収集し、それに応じた政治リソース（資金や人材）の適正配置を行なうことができる、あるいは選挙プロセスを通じて体制内エリートの能力を把握し体制内人事管理のための情報を収集できる、選挙で与党が大勝することで体制内エリートの離反を抑制できるなど、選挙の実施が政権にとってプラスの機能をもつという議論が紹介されている（久保 2013）。それに加えてベネズエラの事例からは、与党候補にきわめて有利なデザインで選挙を実施することを事前にアナウンスすることで、野党勢力を選挙ボイコット派と参加派に分断し、彼らの内部対立を深め、その結果、弱体化させる効果があることが指摘できる（坂口 2018c）。

現在ベネズエラは、ハイパーインフレ、食料不足、医薬品不足など未曾有の危機に見舞われている。過去2年で150万人から200万人の国民が国外への脱出を余儀なくされており、彼らを受け入れているラテンアメリカ諸国、米国、また国際連合などの国際機関や人権団体からマドゥロ政権は厳しく糾弾されている。そのような状況でもチャベス派が政権を死守してこられたのは、軍の支持をとりつけていることに加え、もともと多くの政党の寄り合い所帯であった反政府派連合MUDが、上述したようなチャベス派の選挙を使った反政府派に対する巧みな分断戦略にうまくのせられ、亀裂と相互不信を深めていること、その結果、反政府派市民が彼らへの信頼を失いつつあり、政治的無力感が広がっているためである。国内的に制憲議会に対抗できる組織や手段は現状では存在せず、反政府派の結束も弱まっている状況では、民主的手段に基づく政権交代の可能性は小さく、対外債務デフォルトといったショック、あるいは軍を含む政権内部からの離反や崩壊が唯一の道ではないかと考えられる。

[付記] 本稿は、科研基盤(C)「南米における競争的権威主義政権の長期化」研究会（科研番号16K02029）の成果の一部である。

- (1) 経済成長率は3年連続マイナス2桁（2016、2017年はいずれも約-14%、2018年はさらに低下する予想）、インフレ率は2018年6月時点の過去12ヵ月換算で4万6000%を超えた。ハイパーインフレは急加速しており、国際通貨基金（IMF）は2018年度末時点のインフレ率を100万%と驚くべき予測を発表している（坂口 2018b）。
- (2) 2010—15年に成立した法律のうち国会で成立したのはわずか33%で、残り67%は大統領授權法のもとチャベスとマドゥロが大統領令で成立させたもの。この5年間のうち2年9ヵ月にわたって授權法が大統領に付与されていた（“La verdad: AN salinete solo produjo 33% de las leyes en cinco años,” *Noticiero Digital*, 3 de enero, 2016）。

- (3) 2018年7月に国内人権非政府組織（NGO）のEl Foro Penalが米州機構（OAS）に送った報告によると、ベネズエラ国内では政治的理由により250人が拘束されている（*El Nacional*, 23 de julio de 2018）。欧米諸国や国際機関、人権団体は、民主主義と人道主義に反するとして、政治犯の即時釈放を強く求めている。
- (4) 最高裁およびマドゥロ政権は、反政府派国会議員のうち3人が選挙不正の疑いがあるとして、それを根拠に（その3人に対してではなく）国会全体の立法権限を剥奪した。
- (5) 選挙管理委員会の州ごとの有権者数、棄権数をもとに筆者が計算した全国平均棄権率。
- (6) コラレスは、チャベス、マドゥロ両政権が選挙を有利に進めるために行なったさまざまな操作に関する詳細なリストを公表している（Corrales 2018）。

■参考文献

- 久保慶一（2013）「権威主義体制における議会と選挙の役割」『アジア経済』54巻4号、2-10ページ。
- 坂口安紀（2010）「ベネズエラ2010年国会議員選挙」『ラテンアメリカ・レポート』27巻2号、15-28ページ〈<http://hdl.handle.net/2344/00005941>〉。
- （2012）「ベネズエラ・チャベス大統領の4選」『ラテンアメリカ・レポート』29巻2号、2-12ページ〈<http://hdl.handle.net/2344/00005892>〉。
- （2016）「ベネズエラ2015年国会議員選挙と反チャベス派国会の誕生」『ラテンアメリカ・レポート』33巻1号、28-40ページ〈<http://hdl.handle.net/2344/00018808>〉。
- （2018a）「ベネズエラにおける制憲議会の成立と民主主義の脆弱化」『ラテンアメリカ・レポート』34巻2号、48-59ページ〈<http://hdl.handle.net/2344/00050136>〉。
- （2018b）「混乱をきわめるベネズエラ経済——とまらない経済縮小とハイパーインフレ」『ラテンアメリカ・レポート』35巻1号、35-48ページ〈<http://hdl.handle.net/2344/00050446>〉。
- （2018c）「競争的権威主義体制における選挙の機能——ベネズエラの事例からの一考察」、日本ラテンアメリカ学会第39回定期大会報告論文（2018年6月3日）。
- 坂口安紀編（2016）『チャベス政権下のベネズエラ』、アジア経済研究所。
- Corrales, Javier (2018) “Electoral Irregularities: A Typology Based on Venezuela under Chavismo,” draft document, Amherst College, February 6 〈https://www.amherst.edu/system/files/media/Corrales%2520Venezuelan%2520Electoral%2520Irregularities%2520Feb%25206%25202018_0.pdf〉。
- Levitsky, Steven, and Lucan A. Way (2002) “The Rise of Competitive Authoritarianism,” *Journal of Democracy*, Vol. 13, No. 2, April, pp. 51-65.
- Magaloni, Beatriz (2010) “The Game of Electoral Fraud and the Ousting of Authoritarian Rule,” *American Journal of Political Science*, Vol. 54, No. 3, July, pp. 751-765.

さかぐち・あき アジア経済研究所地域研究センター主任調査研究員
<http://www.ide.go.jp>
Aki_Sakaguchi@ide.go.jp